

古書



和書門			
類	號	函	架
類	二〇	一	一
冊	一〇〇	一	一

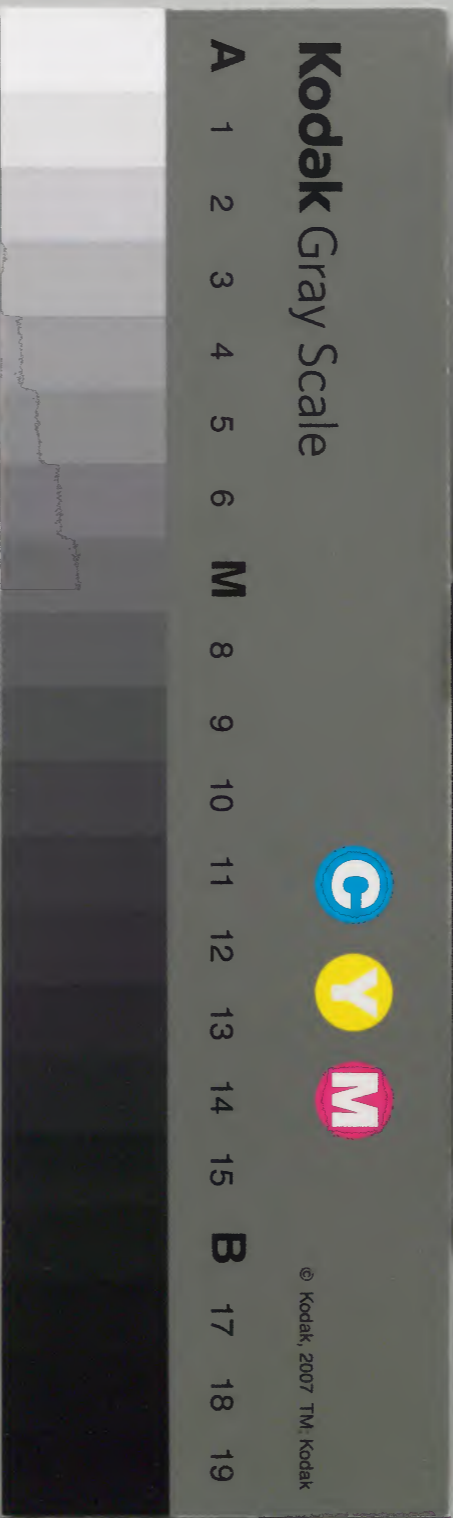
内閣文庫			
和書	類	號	冊
和書	類	二〇	一
和書	類	一〇〇	一

(十二和)

内閣文庫	
番號	和 28420
冊數	100 (20)
函號	211 300



二十

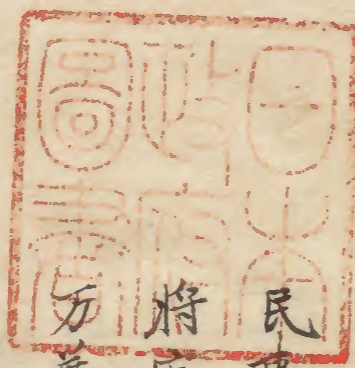




明治十二年購求



芝本司梨卷之北 宝永



將官無意思

育婿婿を忌

藤原大中臣ト於系圖

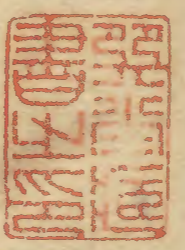
祖孫孫也

貞喜三熱田重脩の時

山神系矢口系

魚恒大夫房

沼井六郎久信



州郡無兵權

文官愛錢

人たむ

作の極技

吉田家修系奇

土用殿

熱田大寺月夜の事

鍛工三國

吉田氏豊号長壽寺

新田世田



僧疎石

三野周防也

僧階満位

有親之杜水文字子成事

秀吉 神恩老臣初参事

数公涉謹

又福中惣田記作事

増上寺大僧代也

加茂社

朱子五百年遠忌祭文

室永中一院法善始也

強心尹官

津島正泉寺

頼義奥州征伐

本多信濃也

原田右門

大橋和永也信重

興教右師

子万度の抜

富士山神の名

丁亥元旦

理源大師

伊勢西宮遷宮年履略記 伊勢友人今より送り也

巻下り凡そ若きしをりむ也

新巻を候せし也 栞尾さ 小倉西懐月おあ志也

○ 朱子曰為守令第一是民事為重其次則便是軍
政今人都不理會 語類百十二

宋の代も軍事ある時程子のころは太平日
久しき時の上に端り貴す亦多して民ふも事
古くして倍す底と民衣食とをばりて妻子たは
保り能ひす況軍のりて倍すも力とをばり

○ 今州郡無兵無權 語類百十

むり朝の郷遂の兵あり國の連師の兵あり内
亦相維し緩急を制して威をなす民を保事
子弟の父老を衛するも後世農と兵とをばり
て村居民かへけ兵とく權とをばり 和漢吳大

然して太平の日若し汝等軍の心を忘れ剛法の
のありまひを改めむとす柔怯也と云ふ於て
内外抱き只結巻と安んずれば

○ 今日将官全無意思只似人家驕子弟の褒衣博
帶談道理説詩書写好字事矣遣如此何益於事
口上

吾國今日軍法考より者多し四五年の軍
者大抵兵忌の制を改め軍立の人威を改め
と云ふに源平の戦ひ右軍にの軍物よりたんとて
少しくはむと見よと評を付て兵忌を改めらば
一変して楊旅と甲お旅と越後傳ると門出

之く守ひく信厚を論せし再變して或は孫吳
の表よりして説を以て或は聖賢の徳を以て道
理を講し軍法を平世の兵風也と云ふも
官奴のいづく権勢とついでいさく名利を拘る
をなすもの

○ 同所謂文臣不愛錢武臣不惜命當太平先生笑
曰後來文官亦愛錢語類百十二
取意

○ 万葉心曰教諭史生尾張少吟一首并短歌五
月十五日作之守大伴宿祢家持

按すりし史生は越中の史生なり守は時家持
城中もよそ左國は五月天平威を元子の月也

と平衛室也

○ 且ひあまのりかゝりおはるをこしおはるはるこしおむよのりか
 玉ころぬしこしおはるはるこしおむよのりか
 此亦あまのりかゝりおはるをこしおはるはるこしおむよのりか
 とくもあまのりかゝりおはるをこしおはるはるこしおむよのりか
 ○ 祢代り忌よりあまのりかゝりおはるをこしおはるはるこしおむよのりか
 実吸杖玉の宮也月婚姻を忌むのわしの書も
 此亦あまのりかゝりおはるをこしおはるはるこしおむよのりか
 始く生する時たれき礼を忌むのわし伊時並る
 神あまのりかゝりおはるをこしおはるはるこしおむよのりか
 とくもあまのりかゝりおはるをこしおはるはるこしおむよのりか

○ 乃る石のみとくしおはるをこしおはるはるこしおむよのりか
 若家のついでとあまのりかゝりおはるをこしおはるはるこしおむよのりか
 是の山とくしの傍りといひてあまのりかゝりおはるをこしおはるはるこしおむよのりか
 よありあまのりかゝりおはるをこしおはるはるこしおむよのりか

○ 藤原大中臣卜部

○ 常盤大連 中臣 天見屋命十九世 可多能祐大連

御食子大連 藤原 大織冠鎌子
 國守大連 兼目連 小錦上 鳥麿

國足 小山中 名代 後四位下 刑部太輔 伊賀麿 春日社神 主祖

意美磨

神祇伯

大中臣

清磨

今磨

祭主及伊勢本官司祖

諸魚

吉田家傳以諸魚三世平磨為卜部祖云々

按三代實錄云元慶五年十二月五日尾張國中島郡從五位下丹波介卜部宿禰平磨卒伊豆國人也習龜卜之道為神祇官卜部云々平磨非清磨之系伊豆國壹演法師子也亦今吾田卜部壹岐島人卜部是雄之裔也按延喜式有壹岐卜部對馬卜部伊豆卜部等平磨者伊豆卜部而住尾張國初神祇官下司卜部也然

吉田系圖平磨改中臣賜卜部姓任神祇伯皆偽說也亦彼家說曰兒屋命十世巨乃狹山命之子雷大臣始賜卜部姓云々實錄無雷大臣者神功皇后紀所謂以中臣烏賊津使主或者雷臣以之誤傳者欵但無賜卜部姓於雷臣且不任大臣何謾為偽系虛誕以欺天下乎

○ 始祖

始立根基 叔業之祖 或曰鼻祖

先祖

非一代自始祖之子 至高祖之父

高祖

最高在上

曾祖

推上祖轉增益也

大父

祖父

父

巳

子

有伯子アニ次子ツギ季子オト、
亞子ヲト等一

孫

孫者統也統祖之後

曾孫

曾、猶重

玄孫

玄懸也亦高祖
相懸也

來孫

言者往來之親

舅孫

舅、後也亦貫也情遠而
以礼貫連之也

仍孫

仍重也又曰以礼
仍者之耳

雲孫

謂遠玄如浮雲也

耳孫

言其去高祖甚遠但耳聞之也
是非二代言雲孫以下

後胤

○ 惣田大宮山為土用為の号あり、
田記を按りて土用
為の字ナリ、
法用は為と号あり、
今法尸立を名に

神儀を供りて祓為の号也
今、渡殿 孝蘇の神訓
おしりてせあり、
来し宝庫也吉川惟足
字世よ、
法中し
收宝庫を土用の法為と稱し、
土用の文字、
有て夫卷の
を以て云し、
秘傳との、
尾法氏の秘傳、
小首を法
法なき事也、
大為を法用の法為と号あり、
今を代に
迂高の法し、
凡そ、
初念、
家の表し、
云用は、
為の号、
中
せり、
凡そ、
し

○ 貞享三、
重脩の、
防治、
延喜、
通私、
後して、
孝蘇
叙を取出し、
法様を、
新し、
製して、
花奉り、
り、
神志、
似、
み、
叙の、
り、
や、
と、
俾、
あり、
祓、
忌、
を、
凡、
人
り、
て、
出、
し、
と、
し、
こと、
あ、
は、
り、
り、
し、
叙、
を、
の、
り、
し、
季

吾乃ひまの神役人ハ塔罪ノ事々々ハ侍リシモ神
罰ト受ケルル宝剣ノ才尺乃ひ為内ノ信ハナリ尾張
ノ右祓侍也侍リ侍リシモ多ク法事ナリル
敢テ口ハ出スオホク凡ク神剣ノ秘要ノ法
轉授用為ノ法尸立ノ信法正下ノ法籠ハ剣ニシテ
壺ハ尾法氏ノ遺傳也更ニ其ノ信法正乃神役
人ナリ侍リシモ信法正ノ遺傳也
セハ信法正ノ他ノ侍リシモ信法正ノ遺傳也
ニシテ信法正ノ他ノ侍リシモ信法正ノ遺傳也
欽哉

○ 熱田大宮司季範能原より以來者氏お授けし補之

於ては從五位上如實と季國能原男子ナリシリト部
兼永ノ三男也以テ嗣トシ其ノ名ヲ紀伊ト季通トシ今ノ大
宮司家ノ祖也 大宮司能原ノ
兼永ノ三男也 於ては又兼永ノ孫トシ
其ハト孫也 或ハ刑アヲ輔高季嗣駿河守暗範者
兼永三男也此家断絶云

按ずりし季通ノ裔也大宮司職ハ補之トシ
或ハ我孫ノ横死ト亦ハ罪ハ能クシルナリト
命ヲ全クシテ神ニ奉リ侍リシモ
子林四郎ノ母ハ平信長ノ妹ト其ノ乳母トシテ
其助也ト云フトテ其信ヲ詳クシ四郎季忠別後
ノ兄ト姑トシ季重トシ其後ヲ承クリ信長ト云フ
ト大宮司職ヲ解クテ返出スルハ信法正ノ日記

多しに思ふ七と一りや中印り母死しては信長が地
を岡谷に名出の私に領せしよりしては信長を
按すりし信長の妻 熱田中津村の者之父を
修し猫の目といひ 如子を生け彼
妻極姓姓 一り 岡谷氏りや信長を幸
をひく易姓氏を熱田の匠自とせり 元来
大志 之折か
罪人 クラカレ
イナカレ あらとく欠所の地二十餘町ありしと易姓
氏に帰るりし如し 子姑中印の母 彼死す妻の生るる
女子の乳母也

○ 武將御時山神祭矢口祭と云事あり

折敷一枚盛餅三色餅數九枚 黒餅三ツ左 赤餅三ツ中
白餅三ツ右
右三枚折敷各如此調進也 餅長サ八寸廣サ三寸
厚一寸

射も踏居して白餅をひく中も志赤餅を右に
したるを右三枚を右一ツ片取て重ね 黒ハ上ハ赤ハ
中カ白ハ下ハ 座
の左へ供して山神とせり

次も亦茶のこしと三巻を取ると 自三口食
始ハ餅の中次と左
の廣次と左の廣 次も微音と矢赤を教氏次と並
酒も他故実あり 一は 東世ナニと此
のあり

按よりし今世十月亥の日餅黒赤白三種 朝廷如
此区 を
調子と亥の日乃餅ハ座土の風とこも餅の製法を
矢口祭りの中も 一は 猪也と 一は 猪場
式を用ひ 一は 亦在幕の故と是餅

あり黒田氏ホ 中世の武士に在りし用之の黒
餅をとりて家の紋とせしむる或は見ゆりし也
ありし也

○ 鍛工

天國大和國住 天座多口上 安細号大原五郎大夫住伯州
會見郡鬼切作者也

○ 魚住太夫房文和四年赤松氏爲して討死せし
と福の氏任氏多上月 皆赤松の氏族大永の
はしや尾州春日井郡鹿田村と魚住年人祐則氏と
り老信せし亦同村と大口左京左りや右方の孫
なりしと村民多多孫多かる

○ 源氏氏興りて長安寺爲と号せし一 尾大履見

之より公に補任し延文二年六月二日信左大臣一
位と贈爵の治書園大履あり

○ 建武二年三月八日洛西峯堂合戦の時酒井右少左

信一作九郎 真信と老あり之お存せし酒井と異なり

按し貞信はお軍方の士久下流伯於ありとあり

三州河井とと高方大敏氏の流ありとあり

○ 新田ハ庄世島田ハ村名也

○ 僧疎石字夢窓初名智耀諡正覺心宗普濟去猷佛
統天龍國師

○ 後醍醐院時彈正尹官ノ尾張官ト号ス一ハ尾寄
官ト称ス

○南方紀傳南朝系天野周防守與良王ヲ執フ

○小島ノ紀傳ノ表後人ノ世を叙ス

周防守良方ノ興良王ノ周防守武友方ノ信ト

○川ノ紀傳ノ表後人ノ世を叙ス

○堀田尾張守紀正重平後号正真寺殿今尾西津嶋

正泉寺ハ堀田先祖香火道場ナリ寺修リテ鏡

ヲシ真ノ字を泉トあリテシリタリテ抄得リトシテ

泉ノ字ナリテシリタリテ抄得リトシテ

○僧階滿位法師位大法師位外貞觀六年更三位

立ツ法橋上人位テ叙ス法眼和尚位テ叙ス法印大

和尚位テ叙ス真雅初ニ代更録ス

宣永丙戌の冬盲人三島捨振を法印位トシ

下リ川ノ盲人信官の初也

○後北泉長久寺ハ奥州出候氏也私を起シ以テ源

頼義頼長ヲ治シテ討シテ陸奥守ト任シテ為ス

府水軍ト兼シテ頼義頼長ノ兵を率シテ奥州ニ入

頼時等とシテ降シテ頼義とシテ謀ルル事ヲ貞任法印僧罪

を犯セリ頼義とシテ謀ルル事ヲ貞任法印僧罪

任トシテ衣川ノ城ニ入リテ命を取リテ頼義一弟

の名を以テ之を攻ムル事ヲ頼義とシテ九月頼時謀

子伏見貞任川崎ノ城ニ籠ル康平中七月法原

武則頼義を援け戦ハリテ貞任及弟宗任亦の一

族こしりくくへり奥州平しまね日六も新義三四
位下と新し伊予も小任すこ小なり湯家大も武威を
うひ東國の武士自屬取成て関東の法家代と派
家の家人と稱す西法社長湯家新を伊豆國に配
流せし平家のぬ知也東國に派氏の家人多よるを
年よりしよ

○或四世良田有親之清女を控火上人の才子となしせ
しゆり藤津いりとの代乃ゆと平曰其のし一巻も表
して田國のし人持ありし侍の先も人りしも忘れぬ
新州大溪の称名寺しかりしゆりもす行てを存ぬし
拙りし一通上人より十三世の住阿上人念永廿四

四月十日住寸十四世他阿上人はより見住田國て
有親之清女子時危とすしせしゆりも説あま十四代の
上人のゆりしんをす

○本多佐渡守は倭奸して非叙ありよく 神君の
清さをむくく事知すすたと清証証のゆりし
りりしとわやめて秀吉薨去の際大阪四切の巨木
石田法親の捕ら罪を許しえん故く清証証ありき
かき信濃ゆりしと四もゆりしと啓て曰 公大義のゆり
立あし此度石田を伐とぬらんゆりしゆりも寄也彼も右板
の巨木ふりしと下の大小も悪人ゆりしとすまをゆりし
ゆりし秀彰知少ゆりしゆりしと石田ゆりしは社を新す

一、當時諸將の後、あつて諸將の招きを以て
麾下の兵を率ゐしに、石田を伐りて、諸人の恨
こゝろを平して、秀吉を補佐せん終りて、公獨り諸
將を遣り、矢の事あり、諸人が好まらざりし、公
左衛門の遺命を背き、秀吉を遣りて、事や、此法は
あつたを以て、神恩を以て、可く、諸將乃事
止り、復た、關原の役起りて、石田を以て、諸將
こゝろ、法威を以て、幕下を屬し、し、せん、諸
將を以て、し、を未だ、理を以て、し、の報あり
る、と、道々、し、おの、一人、公、権、人、し、り、
瓜、大、久、保、氏、お、模、ち、忠、隨、等、多、く、旧、臣、を、終、り、し、事、行、り、し、

○ 秀吉伏見の城を築き、樂志の後、柳原式部を捕り、
伊弉諾を捕り、本多中務を捕り、平光を討ち、終り、
依りて、い、か、く、貴、を、百、倍、に、福、を、り、し、し、井、伊、を、あ、
し、信、祥、受、り、て、神、恩、を、以、ち、し、し、柳、原、公、に、
告、ぐ、や、河、を、ま、さ、し、り、公、作、り、曰、り、し、福、り、し、物、を、い、り、
稱、し、し、あ、や、く、平、光、に、初、り、し、を、以、り、て、稱、し、て、曰、
臣、の、國、を、ま、さ、し、の、為、に、を、福、を、報、を、あ、し、し、衣、食、を、ま、さ、し、り、
豈、他、君、の、福、を、食、り、て、文、を、あ、し、り、て、後、を、以、て、使、り、
し、し、り、り、り、の、廣、直、の、心、を、あ、し、り、た、り、信、康、に、し、千、君、
乃、以、報、り、し、し、け、な、り、し、し、附、せ、あ、し、り、此、時、也、し、
家、老、を、し、作、り、し、し、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、

まゝに何れも青いまゝに命をいれり
外も下に法光の子なりしと法光をいひしは教公尾州
封地の内も計法にまゝの居士の公をぬきしめて
我も汝もとの君也臣也忠をたゞしめしむるは
○原田右門の元東京の町人後藤と来り子金内とて
美少の御子とて小笠原和泉守吉次重幸とて在供
しりきりしき老なりしとて男めりて三位中納言
忠吉と直業と年々なる三位家の内にては命をいれり
か庸にて物取人なりしとて然れども後には
藤公よりいひしは吉次重幸とて誅しめりしは三位家
豊去の内は法須の統なりしとてなりしは吉次を

進々自尾州の権をもとふとていふに在平
岩も計法教公の傳とて尾州の内にありしは
五七本方治りて逆の爲とておとかしは尾州の
るいもくくくはりし三位家の旧長宗下を遷居
ぬし次令も治りしとていふは平光
りとも偏して中よりありしは神君の臣も尾
おのりしとていふは平光氏系内をとりしは三位家の旧
より作ありしは平光氏系内をとりしは三位家の旧
巨木命小治とていふは平光氏系内をとりしは三位家の旧
と後よりいふは長子西の三月平光氏中をとりしは事
ありしは小笠原和泉守吉次重幸とて在供とて松平

持守者松井石見も亦米地を譲りてとてしるや赤田
ハクハシク使さるるてニ子孫を能く國奉りしとて
私欲貪婪のこりありしに刑せしむるに終つたり成り
夫後若しとも皆條をわたりかきたすりしありし者
梶原景時義経朝臣を譲せしも判友の目以て
片の不義自立の亦あを阿るにすありし人賢臣の
國家のめく終てく必道の臣は君しかくはすりて
執におゆりしとてしるも人私を立る人をも
他の位をとりかひるを罷を君前へ納く人をも
そのめく金せんともなり終つりある人をも
一時に正りし位をふりてあはしむる人をも
終つて終つて終つて

なりし子孫もたすりし侍り原甲の譲りて
以後亦仕へ奉りしとてしるも常く人をも
方を街ひし時、終つて私位のものも
漢古今上下皆滅せしとて道なき人義なき
人をも命殺ありしとて一時義運ありし人をも
後裔必綿くして終つて終つて
○ 教公大板の役ふ者、終つて、法位、今少が義昌朝
臣と傳へしとてしるも、前美門公、三位中納言、忠吉、関
ヶ原の合戦法功ありしとて、時の位、終つて、法具を傳へ
りしとてしるも、法甲に教公、赤尾土佐等に、編りしとて、
は内務士、を、具、を、終つて、終つて、終つて

猶甚深ノ口傳アリ

○富士神を木花岡耶^{コノハノカノヤ}惟^ヒと^シと神号を^{キノミタ}所^シて木^キを^ノ稱す本^ノ山^ノより生^レずあ^リて大山祇の^{オホノサキ}より^シ法社^ノに^シて^ハ神号^ヲ以^テて^ハ凡^ソく^ハ此^ノ方^ニシ^テ也

○朱先生五百年遠忌其像を^{イマ}圖^ルて^ハ其^ノ系^ノ文^ヲ曰^ク維我

聖曆元錄十二年歲次巳卯三月庚午朔初九巳

寅

弟子藤原信景

敢昭告于

先師朱子曰伏以

先師大誕南宋再集大成德業精神徹乾坤貫今

古雖東西間地

倭漢異俗而

聖神莫遠不至莫感不通苟誦其書講其道所以

得識人倫而免禽獸者豈^ハ奉^ル無^ク不^レ

先師餘被之沢矣以此^ハ弟子^ノ業^ヲ悦^ビ從^フ事^ス

先師之学每歲以其忌辰見于

先師恭饗致^ス實^ニ矣顧茲年也垂^テ

先師卒後五百年故新描

其真而謹以忌辰恭脩^ル祭菜之礼以見^ル于此尚饗

○丁亥元且

林信篤

椒酒傳盃恩沢分

金城曙色玉炉薰

海霞凝結集真島 臺上春風壽大君

杜陽編曰日本國有集真島、上有凝霞

臺

○宣永四年正月十四日院涉会始

寄道源世 法製

ワシニハシメテハシラセヨト云々

オモシロシクハシラセヨト云々

関公兼熙

君ニシテハハシラセヨト云々

ハシラセヨト云々

右大臣輔実

ハシラセヨト云々

ハシラセヨト云々

從一位左大臣

ハシラセヨト云々

ハシラセヨト云々

○勅九經之於後别有私家契經當頓信受三空之

為最何異聖人大宝正將婦依便是理之本源宜

增法之光耀故僧正聖宝小野始祖上宮再身曾

闕醍醐灵場恢張密教亦創東西名利中興

論宗于茲當八百年之遠忌足見孫追懷懇請宜

謚曰理源大師

右三寶院貫主房演前大僧正上表請謚宝永
四年丁亥正月十八日 勅使登醍醐山授大
師號勅書五年戊子七月六日理源大師八百
年忌云々

○ 迁宮年曆畧記

皇太神宮内宮

垂仁天皇廿六年丁巳鎮坐伊勢國度會守

治五鈴河上

持統天皇四年庚寅九月迁宮自此九年為造曆式年

元明天皇和銅二年巳酉自巳酉至神龜五年戊辰北年

聖武皇帝天平元年巳巳

同十九年丁亥

稱德皇帝天平神護二年丙午

桓武天皇延曆四年乙丑

同十一年壬申依於燒臨時迁宮

嵯峨天皇弘仁元年庚寅

淳和天皇天長六年巳酉

仁明天皇嘉祥二年巳巳

清和天皇貞觀十年戊子

光孝天皇仁和二年丙午

醍醐天皇延喜五年乙丑

延長二年甲申

朱雀院天慶六年癸卯

村上天皇応和二年壬戌

圓融院天元四年辛巳

一條院長保二年庚子

後後一條院寛仁三年巳未朱雀院長曆二年戊寅

後冷泉院天喜五年丁酉

白河院承保三年丙辰 至此無假殿迁宮之儀

堀川院寛治四年庚午十月廿二日迁假殿

嘉保二年乙亥正迁宮

鳥羽院天永元年庚寅假

永久二年甲午 同三年乙未假迁東宝殿

崇徳院長承二年癸丑正

近衛院久安二年乙丑假

仁平二年壬申正

高倉院嘉應元年巳巳依尖燒臨時

承安元年辛卯正 同三年癸巳假迁東宝

殿

後鳥羽院建久元年庚戌正

同七年丙辰假 同九年戊午假

土御門院承元三年巳巳正

順徳院建保六年戊寅假

兼久二年庚辰

後堀川院安貞二年戊子
四條院延應元年假己亥
仁治三年壬寅假
後深草院宝治元年丁未
建長六年甲寅假
龜山院文應元年庚申假
文永三年丙寅
後宇多院弘安二年己卯假
弘安八年乙酉
伏見院正應三年庚寅假
同五年壬辰一宿假殿

永仁五年丁酉假
後二条院嘉元二年甲辰假十月
嘉元二年甲辰十二月
花園院應長元年辛亥假
元亨三年癸亥
元德二年庚午假
光明院康永二年癸未
後光嚴院貞治二年癸卯假
同三年甲辰
後小松院明德二年辛未假
同年十二月

應永七年庚辰一宿假殿東宝殿

同十八年辛卯正

同廿五年戊戌一宿假東宝殿

同廿七年庚子假

後花園院永亨三年辛亥正

文安二年乙丑一宿假殿

寛正三年壬午正

後土御門院明應六年丁巳假

後柏原院永正十八年辛巳假

後奈良院天文十一年壬寅假

正親町院天正三年乙亥假

天正十三年乙酉正 自是每度會宮
同年迁宮也

後陽成院慶長十四年巳酉正

後水尾院寛永六年巳巳正

後光明院慶安二年巳丑正

仙洞寛文九年巳酉正

天和二年壬辰假殿去辛依炎燒也

今上元祿二年巳巳正

宝永六年巳丑九月二日正

度會宮外宮

雄略天皇廿二年戊午鎮坐伊勢國度會郡

山田原

天武天皇朱鳥二年壬辰遷宮
元明天皇和銅四年辛亥
聖武皇帝天平四年壬申
孝謙皇帝天平勝宝元年庚寅
神護景雲二年戊申
桓武天皇延暦六年丁卯
嵯峨天皇弘仁三年壬辰
淳和天皇天長八年辛亥
文德天皇仁壽元年辛未
清和天皇貞觀十二年庚寅
宇多天皇寬平元年己酉

醍醐天皇延喜七年丁卯
延長四年丙戌
朱雀院天慶八年乙巳
村上天皇康保元年甲子
圓融院永觀元年癸未
一條院長保四年壬寅
後一條院治安元年辛酉
後朱雀院長元元年庚辰
後冷泉院康平二年己亥
白河院承暦二年戊午
堀河院寬治四年庚午十二月廿四日遷假殿

承徳元年丁丑正遷宮

鳥羽院天永元年庚寅假

承久四年丙申正

崇徳院大治元年丙午假

保延元年乙卯正

近衛院久壽元年甲戌正

二條院永万元年假

高倉院承安三年癸巳正

後鳥羽院建久三年壬午正

順徳院建曆元年辛未正

建保五年丁巳假

承久二年庚辰假

後堀河院寛喜二年庚寅正

四條院仁治二年辛丑假

後嵯峨院寛元元年癸卯假

同四年丙午假

後深草院宝治二年戊申假

建長元年己酉

龜山院文永五年戊辰正

後宇多院弘安十年丁亥正

後二條院嘉元四年丙午正

後醍醐院正中二年乙丑

崇光院貞和元年乙酉正

後圓融院康曆二年庚申正

後小松院嘉慶二年戊辰假

應永四年丁丑假

同七年庚辰正

同北六年己亥正

後花園院永享元年己酉假

永享六年甲寅正

享德元年壬申假

後土御門院文明十八年丙午十二月迁古

戶明年四月依兵火假

後奈良院天文十年辛丑假

正親町院永祿六年癸亥正

天正五年辛巳假

同十三年乙酉正 自是年内宮同
年造替迁宮

後陽成院慶長十四年己酉正

後水尾院寬永六年己巳正

後光明院慶安二年己丑正

仙洞寬文九年己酉正

今上元祿二年己巳正

宝永六年乙丑九月五日正

右二所迁宮年歷也別宮造替迁宮畧之

禁庭書を

ゆゑにふたつとてのまゝに御書付の
にこそはり實の御書付の御書

山居書懐

かひなきやみし水山のをくま
くまにみせし乃花えありん



月前

多乃海といふくまの敷をこめ

月前とのくま御書の御書



